

枚方市飲食店等感染症対策備品購入補助金交付事業実施要綱

令和 3 年 7 月 5 日制定
枚方市要綱 第 47 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づいて交付する枚方市飲食店等感染症対策備品購入補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 補助金の交付の目的は、市内の飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる施設（以下「飲食店等」という。）において新型コロナウイルス感染症の感染防止対策備品（以下「対象備品」という。）を整備した事業者に対して交付することにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図り、もって市民等が安心して飲食店等を利用することができる環境整備に資することとする。

(補助金の交付の対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

イ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定による許可（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号の飲食店営業に係る許可に限る。）を受けている者（食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）附則第2条の規定により営業を行うことができることとされた者を含む。）

ロ 酒税法（昭和28年法律第6号）第7条第1項又は第9条第1項の規定による免許（酒類の販売の代理業及び媒介業に係る免許を除く。）を受けており、かつ、当該免許に係る製造場又は販売場において酒類の飲用場所の提供を行っている者

(2) 申込み時において本市の区域内に前号イ又はロに掲げる許可又は免許に係る施設（以下「対象施設」という。）を有し、かつ、その営業実態があり、引き続き対象施設で事業を継続する意思があること。

(3) 当該対象施設に感染防止宣言ステッカー（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のために定める指針を遵守していることを誓約した事業者到大阪府知事が交付する標章をいう。）又は新型コロナ対策安心宣言ステッカー（新型コロナウイルス感染症の感染防止対策が講じられていることが確認できた事業者枚方信用金庫が交付する標章をいう。）を掲示していること。

(補助対象行為)

第 4 条 補助金の対象となる行為（以下「補助対象行為」という。）は、次の対象備品を購入し、かつ、当該対象備品を補助金の申込日までに対象施設に設置することとする。

- (1) 非接触消毒液ディスペンサー
- (2) サーキュレーター
- (3) 前2号に相当すると市長が認めるもの

2 補助対象行為が国又は他の地方公共団体の類似の補助制度による補助の対象とされ、補助を受けたとき又は受けようとするときは補助金の対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1対象施設につき5万円を限度として、次に掲げる費用の合計額から消費税額、地方消費税額及び購入時に使用した金券、商品券その他これらに類するものと市長が認めたものの額を控除した額とする。

- (1) 対象備品の購入代金
- (2) 対象備品に係る送料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、対象備品の購入に必要であると市長が認める費用

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、第4条第1項の対象備品の購入について令和3年4月1日以後に売買契約が成立した補助対象行為について適用する。